

NKSJグループの概要

NKSJグループの概要

～「成長」「信頼」No.1のグループへ～

2010年4月1日、株式会社損害保険ジャパンと日本興亜損害保険株式会社は共同持株会社「NKSJホールディングス株式会社」を設立し、NKSJグループが誕生しました。
NKSJグループは、「お客さまに最高品質の安心とサー

ビスをご提供し、社会に貢献する」ことを経営ビジョンの中心に据え、「『成長』『信頼』No.1」をグループ全体の共通標語として掲げて取り組んでいます。

NKSJホールディングス株式会社の概要

会社名:NKSJホールディングス株式会社
(英文表記:NKSJ Holdings, Inc.)
資本金:1,000億円

本店所在地:東京都新宿区西新宿1-26-1
代表取締役会長CEO(兼)会長執行役員:兵頭 誠
代表取締役社長CEO(兼)社長執行役員:佐藤 正敏

NKSJグループ経営基本方針

NKSJグループは、保険、金融事業の社会的責任と公共的使命を認識し、透明性の高いガバナンス態勢の構築とリスク管理、コンプライアンスの実効性確保を事業展開の大前提として、グループ一体の経営戦略を遂行し、持続的な成長を目指します。

1. グループ内のあらゆる分野で連携し、経営統合の効果を早期にかつ確実に実現することにより、経営効率を高めます。
2. 経営統合により強固となる財務基盤や人的資源を活用し、成長分野へ戦略的に経営資源を投入することにより、グループベースでの収益を向上させ、企

業価値の拡大を目指します。

3. 全てのサービスプロセスにおいて業務品質の向上に取り組み、お客さまに最高品質の安心とサービスを提供することにより信頼を高めます。
4. 環境・健康・医療等、社会的課題に対して本業の強みを活かしつつ、ステークホルダーとの積極的な対話を通じて、企業としての社会的責任を果たし、持続可能な社会の実現に貢献します。
5. グループ内での人材交流、ノウハウの有効活用や組織の活性化を積極的に図り、自由闊達・オープンで活力溢れるグループを実現し、社員とともに成長します。

■グループ事業の事業領域と主なグループ会社

NKSJグループは、「徹底したお客さま視点で全ての価値判断を行い、お客さまに最高品質の安心とサービスを提供し、社会に貢献していくソリューションサービスグループ」を目指していきます。



損保ジャパングループの概要

～損害保険を核に、多様な領域で事業活動を展開～

2011年7月1日現在

損保ジャパングループ



国内損害保険事業

損害保険事業

- (株) 損保ジャパン
- セゾン自動車火災保険(株)
- 日立キャピタル損害保険(株)

損害保険関連事業

- (株) ジャパン保険サービス
- (株) インシュアランスマネジメントサービス
- (株) 損保ジャパン・ハートフルライン
- (株) 損保ジャパン企業保険サービス
- 大昌産業(株)
- (株) さわやか保険プランニング
- (株) エリアサポートジャパン302企画室
- エリアサポートジャパン渡良瀬ホールディング(株) etc.

生命保険事業

- 損保ジャパンひまわり生命保険(株)
- 損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険(株)

海外保険事業

- Sompo Japan Insurance Company of America
- Sompo Japan Insurance Company of Europe Limited
- Sompo Japan Sigorta A.S.
- Sompo Japan Asia Holdings Pte.Ltd
- Sompo Japan Insurance (Singapore) Pte. Ltd.
- Tenet Insurance Company Limited
- Sompo Japan Insurance (China) Co., Ltd.
- Sompo Japan Insurance (Hong Kong) Company Limited
- Yasuda Seguros S.A.
- Berjaya Sompo Insurance Berhad
- Universal Sompo General Insurance Company Limited
- Maritima Seguros S.A.
- Maritima Saude Seguros S.A.

その他金融サービス事業

金融関連事業・アセットマネジメント事業

- 損保ジャパンDC証券(株)
- 安田企業投資(株)
- (株) 損保ジャパン・クレジット

ヘルスケア事業

- (株) 全国訪問健康指導協会
- (株) 損保ジャパン・ヘルスケアサービス

リスクマネジメント事業

- NKSJリスクマネジメント(株)

一般事業

総務関連事業

- (株) 損保ジャパン・ビルマネジメント

事務代行・計算関連事業

- NKSJビジネスサービス(株)
- NKSJシステムズ(株)

調査・研究事業

- (株) 損保ジャパン総合研究所

その他

- (株) 損保ジャパン人財開発
- (株) 損保ジャパン代理店サポート

財団

- 公益財団法人損保ジャパン美術財団
- 公益財団法人損保ジャパン記念財団
- 公益財団法人損保ジャパン環境財団

損保ジャパンの事業戦略

損保ジャパンは、NKSJグループの中核会社として、グループの経営基本方針・基本戦略をふまえた事業戦略を遂行していきます。

損保ジャパンの戦略目標～「3つの日本一」～

損保ジャパンは、「お客さま評価日本一の保険グループ」「人材力日本一の保険グループ」「シンプルでわかりやすく最もスピード感のある保険グループ」の「3つの日本一」を戦略目標に掲げています。

1. 「お客さま評価日本一の保険グループ」

損保ジャパンでは、「お客さま評価日本一の保険グループ」になることを最重要の戦略目標に位置づけています。お客さまのことを理解し、すべての業務をお客さま基点で考えることにより、お客さまに対するサービス品質を向上させます。また、安定した収益基盤を構築してお客さまの信頼を高め、お客さまに選んでいただける保険会社になることをブランド価値の向上・成長戦略の核とします。

2. 「人材力日本一の保険グループ」

損保ジャパンでは、持続的に成長するための最大の推進力は人材力であると考え、人間的な魅力や高い専門性を備えた社員・代理店がいる魅力ある人材集団となることを目指します。

3. 「シンプルでわかりやすく最もスピード感のある保険グループ」

すべてのサービスプロセスをシンプルでわかりやすくするとともに、判断や行動のスピードを上げ、スピード感あるお客さま対応の実現を目指します。

損保ジャパンの重点経営課題

損保ジャパンは、戦略目標である「3つの日本一」を実現させるために、次の重点経営課題に取り組みます。

1. お客さまサービス品質向上

損保ジャパンでは、2010年10月に「お客さま評価日本一推進本部」を立ち上げ、具体的な取り組みを進めています。保険募集から保険金支払いに至るまでのお客さまサービスの品質向上に向け、お客さま対応、商品・ツール、説明力などに関するさまざまな課題を設定し、着実にこれらの課題を改善・向上させていきます。また、未曾有の災害となった東日本大震災への迅速かつ真心をこめた対応を最優先経営課題として、全社で総力をあげて取り組んでいます。

2. 国内損保事業における収益力の向上

コア事業である国内損保事業における収益力の強化に向けて、販売基盤拡充によるマーケットシェアの拡大、アンダーライティング強化による損害率の改善、事業運営の効率化やコスト削減による生産性の高い事業構造の実現、日本興亜損保との商品・事務・システム統合プロジェクトの完遂による統合シナジーの最大化に徹底的に取り組めます。

3. 成長分野の収益拡大

2011年10月に予定されている損保ジャパンひまわり生命と日本興亜生命の合併による国内生命保険事業の収益拡大、新興国などの成長地域における積極的なM&Aによる海外事業の収益化の加速、成長分野での新規事業への参入によるグループ事業の多角化と収益化を推進することで、お客さまの多様なニーズに応えるソリューション・サービスグループへと成長していきます。

日本興亜生命保険との合併について

合併の目的

2010年4月に発足したNKSJグループにおいて成長分野と位置づけられている生命保険事業を担う、当社と日本興亜生命保険株式会社は、「お客さまに最高品質の安心とサービスを提供し、社会に貢献する」というグループの目標のもと、2011年10月1日に合併し、「NKSJひまわり生命保険株式会社」となることを予定しております。これにより、経営基盤をさらに強固なものとし、両社の特色や強みを活かして成長を加速させ、お客さまからこれまで以上に選ばれる会社になることを目指します。

合併期日および合併に関する基本事項

当社および日本興亜生命保険株式会社は、2011年10月1日に合併することを予定しております。両社の合併に関する基本事項は下表のとおりです。なお、両社の合併は、関係当局の認可等を前提とします。

項目	内容
1 新社名 (商号)	NKSJひまわり生命保険株式会社 (英文表記) NKSJ Himawari Life Insurance, Inc.
2 合併期日	2011年10月1日(土)
3 存続会社	損保ジャパンひまわり生命保険株式会社
4 事業内容	生命保険事業
5 資本金	172.5億円
6 代表者	代表取締役社長 松崎 敏夫
7 本店所在地	〒163-8626 東京都新宿区西新宿六丁目13番1号 新宿セントラルパークビル

新会社名ロゴ

NKSJひまわり生命保険株式会社

英文表記

NKSJ Himawari Life Insurance, Inc.

シンボルマーク



<社名・シンボルマークに込めた想い>

最高品質の安心とサービスをご提供することで、お客さま一人ひとりの輝く笑顔を見守りつづけたい。その想いを、太陽を見つめつづける「ひまわり」に重ね、社名・シンボルマークとして表現しました。

また、大空へと高く、大きく成長するそのイメージは、NKSJグループの中核生命保険会社として、経営基盤をさらに強固なものとし、成長を加速していく新会社の姿を表しています。

新会社ホームページアドレス

<http://www.nksj-himawari.co.jp/>

※上記ホームページアドレスは、合併日(2011年10月1日)以降ご利用できます。

合併新会社の経営ビジョンと目指す企業像

「お客さま視点で全ての価値判断を行い、お客さまに最高品質の安心とサービスをご提供し、社会に貢献すること」を経営ビジョンの中心に据え、ステークホルダーの皆さまからご支持が得られるよう、以下に掲げる生命保険会社の実現を目指します。

1. 最高品質の安心とサービスを提供する生命保険会社

お客さま対応力・商品開発力・システム対応力を一層強化するとともに、販売基盤の拡充を図り、より多くのお客さまに最高品質の安心とサービスを提供します。

2. 存在感のある生命保険会社

収益力・成長力・信用力・健全性に裏付けられたブランドを確立するとともに、マーケットにおいて存在感のある生命保険会社を目指します。

3. 社会と環境にやさしい幅広いソリューションを提供する生命保険会社

健康・医療・環境等をキーワードに、人々の生活や企業活動に幅広いソリューションをご提供するとともに、あらゆるステークホルダーとの積極的な対話を通じて、企業の社会的責任(CSR)を実現し、一企業市民として社会の発展に貢献する経営を目指します。

4. 企業価値の最大化を図る生命保険会社

最適な経営資源の配分、経営の効率化・収益力の向上を通じて、企業価値の最大化を図り、NKSJグループの株主価値最大化に貢献します。

また、経営の一層の透明性の確保に努めます。

5. 自由闊達・オープンで活力溢れる

企業文化を有する生命保険会社

活発なコミュニケーションの推進と、自ら専門性を高めその能力を最大限発揮できる企業文化の醸成により、ノウハウの有効活用や組織の活性化を図り、代理店・社員が働きがいを実感し、ともに成長できる生命保険会社を目指します。

トピックス

東日本大震災への対応

2011年3月11日に発生した震災により被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。1日も早く復興されますよう、お祈り申し上げます。

当社は、東京都を除く災害救助法の適用地域の皆さまを対象とし、次の特別取扱いを実施しています。(2011年7月1日現在)

- ・災害死亡保険金等の全額支払い
- ・保険料払込猶予期間の延長
- ・保険金・給付金・契約者貸付の簡易迅速なお支払い
- ・新規契約者貸付への特別金利の適用
- ・入院治療に関する特別取扱い

がん保険「勇気のお守り」新発売

当社は、2010年11月、がんの治療実態が入院から通院にシフトしている最近の医療事情をふまえ、通院保障を充実させた新しいがん保険「勇気のお守り」を発売しました。「勇気のお守り」は入院を伴わない通院費用を1年間120日分まで、通算ではお支払日数の制限なく保障する「がん外来治療給付金」を組み込んだ商品で、入院の有無にかかわらず、通院のみでも給付金をお支払いします。通院が長引いてもお客さまが安心してがん治療に専念できる保障内容です。



医療保険の保有契約件数が100万件を突破

2011年2月、当社の医療保険の保有契約件数が100万件を突破いたしました。当社は1989年に医療保険を発売し、その後、保有契約件数を積み重ねてまいりましたが、2008年8月に発売した医療保険(08)(終身タイプのペットネーム「健康のお守り」)が2011年2月末までに56万件を発売する大ヒット商品となったことにより、保有契約件数の増加が一気に加速しました。

財務の健全性について

格付け

当社は世界を代表する格付機関であるムーディーズ社およびスタンダード&プアーズ社から格付けを取得しています。(2011年7月1日現在)

Aa3 ムーディーズ
保険財務格付

AA- スタンダード&プアーズ
保険財務力格付け

- 保険財務格付は、保険契約に基づいた優先債務を遅延なく履行する保険会社の能力に関する意見を表したものの。
- 保険財務力格付けは、保険契約の諸条件に従って支払いを行う能力に関して保険会社の財務内容を評価したフォワードルッキングな意見を表したものの。

〈ムーディーズ社による格付の定義〉 (保険財務格付)

Aa1	
Aa2	
Aa3	
Aaa	財務安定性が極めて優れている保険会社に対する格付。
Aa	財務安定性が優れている保険会社に対する格付。
A	財務安定性が良好である保険会社に対する格付。
Baa	財務安定性が適切である保険会社に対する格付。
Ba	財務安定性に疑問がある保険会社に対する格付。
B	財務安定性が弱い保険会社に対する格付。
Caa	財務安定性がかなり弱い保険会社に対する格付。
Ca	財務安定性が極めて弱い保険会社に対する格付。
C	財務安定性が最低の保険会社に対する格付。

〈スタンダード&プアーズ社による格付けの定義〉 (保険財務力格付け)

AAA	保険契約債務を履行する能力は極めて強い。スタンダード&プアーズの最上位の保険財務力格付け。
AA	保険契約債務を履行する能力は非常に強い。最上位の格付け(「AAA」)との差は小さい。
A	保険契約債務を履行する能力は強いが、上位2つの格付けに比べ、事業環境が悪化した場合、その影響をやや受けやすい。
BBB	保険契約債務を履行する能力は良好だが、上位の格付けに比べ、事業環境が悪化した場合、その影響を受けやすい。
BB	保険契約債務を履行する能力は限界的である。強みもあるが、事業環境が悪化した場合、債務を履行する能力が不十分となる可能性がある。
B	保険契約債務を履行する能力は弱い。事業環境が悪化した場合、債務を履行する能力が損なわれる可能性が高い。
CCC	保険契約債務を履行する能力は非常に弱い。債務の履行は良好な事業環境に依存している。
CC	保険契約債務を履行する能力は極めて弱い。債務をすべては履行できない可能性が高い。

注:ムーディーズ社の格付定義はムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページから転載し、一部を抜粋しています。スタンダード&プアーズ社の格付け定義はスタンダード&プアーズのホームページから転載し、CC未滿の格付けについては省略しています。格付けは将来変更される可能性があります。(2011年7月1日現在)

ソルベンシー・マージン比率

2010年度末のソルベンシー・マージン比率は、2,300.9%となり、引き続き高水準を維持しています。

2,300.9%

2010年度末

○ソルベンシー・マージン比率とは、大震災、株の大暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」があるかどうかを判断するための行政監督上の指標の一つです。200%を上回っていれば、安定的な経営を維持する上での一つの基準を満たしていることを示します。

(単位：百万円)

項目	2009年度末	2010年度末
ソルベンシー・マージン総額(A)	157,431	159,904
リスクの合計額(B)	12,915	13,898
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	2,437.9%	2,300.9%

(詳細はP.90をご参照ください。)

※2011年度から適用される新基準による2010年度末のソルベンシー・マージン比率をP.91に掲載しています。

実質資産負債差額

実質資産負債差額とは、時価ベースの実質的な資産から、危険準備金等の資本性の高い負債を除いた負債の合計を差し引いたものであり、行政上の監督指標の一つとなっています。この実質資産負債差額がマイナスとなると実質的な債務超過と判断され、監督当局による業務停止命令等の対象となることがあります。

当社の2010年度末の実質資産負債差額は1,703億円となり、2009年度末実績1,603億円に対して99億円の増加となりました。

1,703億円

2010年度末

基礎利益

基礎利益とは、生命保険会社の基礎的な収益を表す指標のひとつであり、経常利益から有価証券の売却損益などのキャピタル損益、危険準備金繰入(戻入)などの臨時損益を控除した損益として計算されます。

当社の2010年度の基礎利益は、新契約の増加に伴う責任準備金繰入額、事業費の増加や、発生保険金の増加などにより、2009年度実績54億17百万円に対して52億74百万円減少し、1億42百万円となりました。

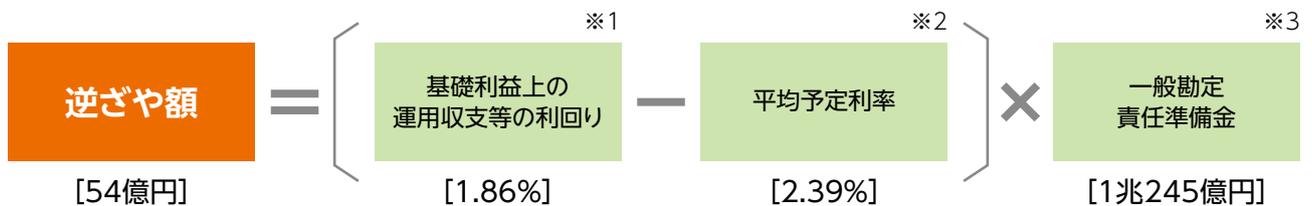
1億42百万円

2010年度

逆ざやの状況

厳しい運用環境の中、平均予定利率が減少していることもあり、2010年度の逆ざや額は54億円と、前年度実績55億円に比べ1億円減少しました。当社では、この逆ざや額を年間トータル収益でカバーし、基礎利益はプラスを確保しております。

〈逆ざや額の算出方法〉



※1 基礎利益上の運用収支等の利回りとは、基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から契約者配当金積立利息繰入額を控除したものの一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。

※2 平均予定利率とは、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。

※3 一般勘定責任準備金は、危険準備金を除く一般勘定部分の責任準備金について以下の方法で算出しています。
(期始責任準備金+期末責任準備金-予定利息)×1/2

MCEV

MCEVとは

一般に生命保険契約は、契約を獲得してから会計上の利益が計上されるまでに時間がかかるため、損益計算書等法定の会計情報を補完するものとして、欧州やカナダでは生命保険会社の価値・業績を評価する有力な指標であるエンベディッド・バリューが使用されています。

MCEVは、金融市場における金融商品の価格と総合的な評価となる手法を用い、生保事業に係るリスクについて十分な考慮をした上で、現在および将来の株主への分配可能利益の現在価値を評価したもので、「企業の純資産価値」と「保有契約からもたらされる将来利益の現在価値」の合計として計算されます。

欧州では、主要保険会社のCFO（最高財務責任者）から構成されるCFOフォーラムが2004年5月にEEV原則を公開した後、EEV原則に準拠した開示が広く行われるようになり、その後計算基準の統一性をさらに高めるという視点から市場総合的な評価手法を用いることを定めたEuropean Insurance CFO Forum Market

Consistent Embedded Value Principles[®]（以下「MCEV Principles」）が2008年6月に公表されました。現在、CFOフォーラム参加会社はEEV原則に準拠した開示が義務付けられていますが、2011年12月末からはMCEV Principlesに準拠することが義務付けられる予定です。

国内においても、EEV原則またはMCEV Principlesに準拠した開示が広まりつつあることから、当社の現状をより一層ご理解いただくため、2010年3月末よりMCEV Principlesに基づいた開示を行っています。

2010年度末のMCEV

2010年度末のMCEVは3,456億円で、その内訳は、純資産価値が779億円、保有契約価値が2,676億円です。

2009年度末と比較して548億円の増加となりました。その増加の内訳としては、純資産価値が29億円の増加、保有契約価値が519億円の増加となっています。

※Copyright © Stichting CFO Forum Foundation 2008

〈過去2年間のMCEV〉

(単位：億円)

	2009年度末	2010年度末	増減額
年度末MCEV	2,907	3,456	548
純資産価値	750	779	29
保有契約価値	2,157	2,676	519
新契約価値	238	310	73

(注) 純資産価値は、計算基準日において対象事業に割り当てられた資産時価が法定責任準備金およびその他の負債を超過する額です。具体的には貸借対照表の純資産の部の額に、価格変動準備金、危険準備金、配当準備金中の未割当額、一般貸倒引当金、満期保有目的の債券の含み損益、金融派生商品の含み損益を加え、無形固定資産を控除した後、これら前7項目の税効果相当額を差し引いたものです。保有契約価値は、保有契約から将来生ずる株主への分配可能利益を評価日における現在価値に換算したもので、確実性等価利益現価から、オプションと保証の時間価値、フリクショナル・コストおよびヘッジ不能リスクに係る費用を控除した額です。新契約価値は、年度末MCEV総額のうちの新たな契約分の数値を表しています。

〈MCEV推移〉

■ 純資産価値 ■ 保有契約価値



2009年度末から2010年度末への変動要因

2009年度末から2010年度末へのMCEVの変動要因は下表のとおりです。

主な変動要因としては、2010年度に獲得した新契約価値による増加、保険事業に係わるその他の要因に基づく差異による増加、経済的前提条件と実績の差異による減少の影響があげられます。

(単位：億円)

	MCEV
前年度末MCEV	2,907
当年度新契約価値	310
保有契約価値の割り戻し (リスクフリーレート)	69
保有契約価値の割り戻し (期待超過収益分)	89
保有契約価値及び必要資本から フリー・サープラスへの移管	—
保険関係の前提条件と実績の差異	-18
保険関係の前提条件の変更	75
保険事業に係るその他の要因に 基づく差異	225
保険事業活動によるMCEV増減	749
経済的前提条件と実績の差異	-177
その他の要因に基づく差異	-24
MCEV増減総計	548
当期末MCEV	3,456

その他

●保険数理に関する専門的知識を有する第三者機関（アクチュアリー・ファーム）であるミリマン・インク（Milliman, Inc.）から、意見書を受領しています。（意見書およびMCEVに関する詳細については当社のホームページでご参照いただけます。）

●MCEVの計算は、経済・事業環境、税制、その他多くの前提に依存します。その多くは、個別会社の管理能力を超えた領域に属します。

適用された計算手法および前提条件は、MCEV Principlesに準拠していますが、一般に、前提条件と将来の実際実現値とは異なるものです。前提条件と実際実現値との乖離は、計算結果に重大な影響を及ぼす場合があります。

また、実際の市場価値は、投資家が様々な情報に基づいて下した判断により決定されるため、MCEVから著しく乖離することがあります。

これらの理由により、MCEVは生命保険会社の企業価値を評価する唯一の指標ではなく、使用にあたっては、十分な注意を払っていただく必要があります。

責任準備金の積立状況

生命保険会社では、将来の保険金・年金・給付金等の支払に備え、責任準備金の積立が義務づけられています。この責任準備金の積立方式には、「平準純保険料式」、「チルメル式」などがありますが、当社では積立水準が高い「平準純保険料式」による積立を実施しています。また、2007年度から、第三分野保険に対しては、将来の給付金等の支払率

の上昇を見込んだストレス・テストを実施し、その結果により、さらに負債十分性テストを行い、各テストの結果に応じ、責任準備金の積増しを行うことが義務づけられました。なお、2010年度の当社のストレス・テストでは、責任準備金の積立水準に問題はないという結果となり、責任準備金の積増しを実施していません。

主要業績の推移

直近事業年度における事業の概況

2010年度の新契約高は前年度比105.7%の2兆2,432億円、保有契約高も前年度末比111.1%の11兆6,530億円と伸展しました(契約高は個人保険と個人年金保険の合計)。

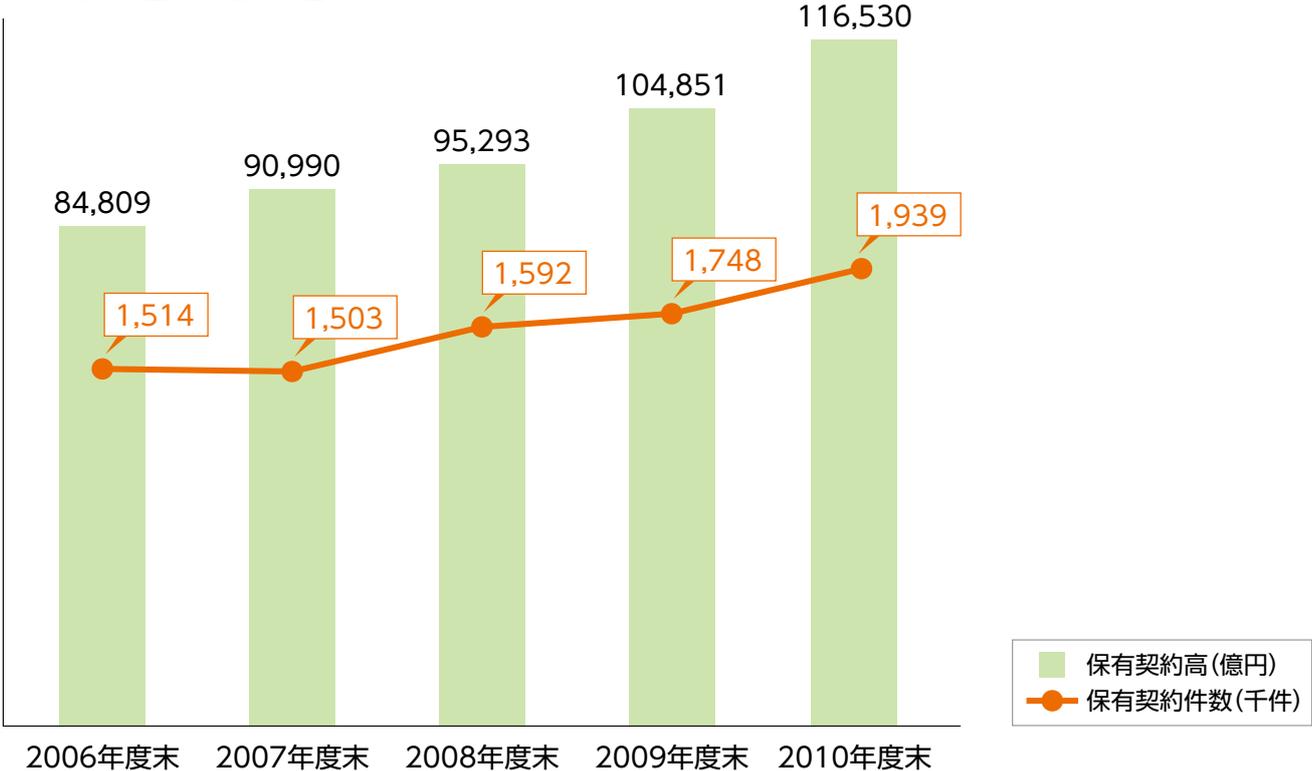
保険料等収入は新契約の増加、解約の減少などにより、前年度比105.6%の2,494億円となりました。

総資産は当年度中に651億円増加し、当年度末には1兆1,872億円となりました。

〈主要業績の状況〉

	2009年度(末)	2010年度(末)	前年度(末)比
新 契 約 高	2兆1,218億円	2兆2,432億円	105.7%
保 有 契 約 高	10兆4,851億円	11兆6,530億円	111.1%
保 険 料 等 収 入	2,362億円	2,494億円	105.6%
総 資 産	1兆1,221億円	1兆1,872億円	105.8%

〈保有契約の過去5年度分の推移〉



(注)保有契約高および保有契約件数は個人保険と個人年金保険の合計

損益の状況

2010年度の経常利益は7億円となり、前年度実績40億円に比べ33億円減少しました。

当期純損失は15億円となり、前年度当期純利益の実績

13億円に比べ28億円減少しました。

基礎利益は1億円となり、前年度実績54億円に比べ52億円減少しました。

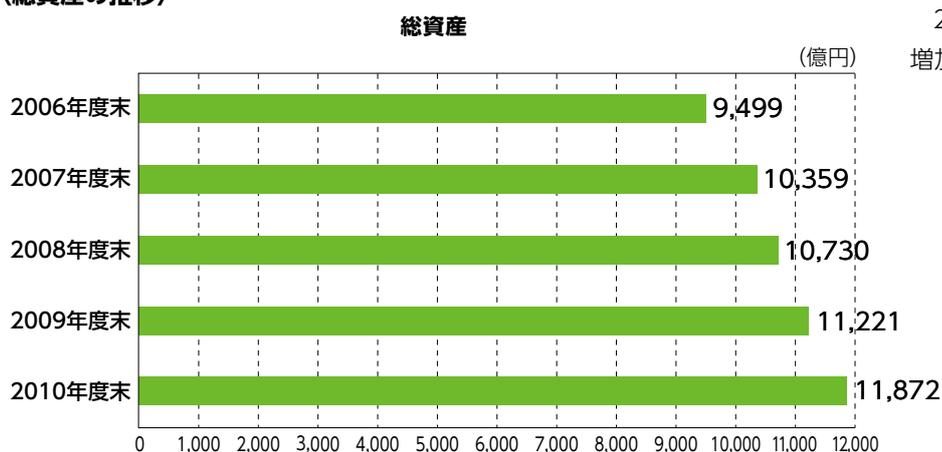
主要業績の推移

(単位:百万円)

項目	2006年度(末)	2007年度(末)	2008年度(末)	2009年度(末)	2010年度(末)
総資産	949,933	1,035,988	1,073,052	1,122,133	1,187,254
有価証券残高	884,443	960,980	993,085	1,030,306	1,083,552
責任準備金残高	879,690	954,945	987,198	1,032,371	1,097,361
経常収益	281,304	270,735	260,182	258,426	269,332
保険料	262,368	249,359	236,671	232,187	244,911
資産運用収益	15,577	17,415	18,655	22,095	19,710
保険金等支払金	111,052	125,454	159,576	147,861	138,884
うち解約返戻金	67,101	78,406	109,171	97,900	85,253
経常利益	14,674	19,232	11,115	4,088	759
当期純利益又は当期純損失(△)	7,722	10,578	5,867	1,315	△1,506
ソルベンシー・マージン比率	2,138.6%	2,408.3%	2,459.3%	2,437.9%	2,300.9%
新契約高	1,383,512	1,614,880	1,570,446	2,121,806	2,243,293
保有契約高	8,480,949	9,099,013	9,529,382	10,485,124	11,653,083

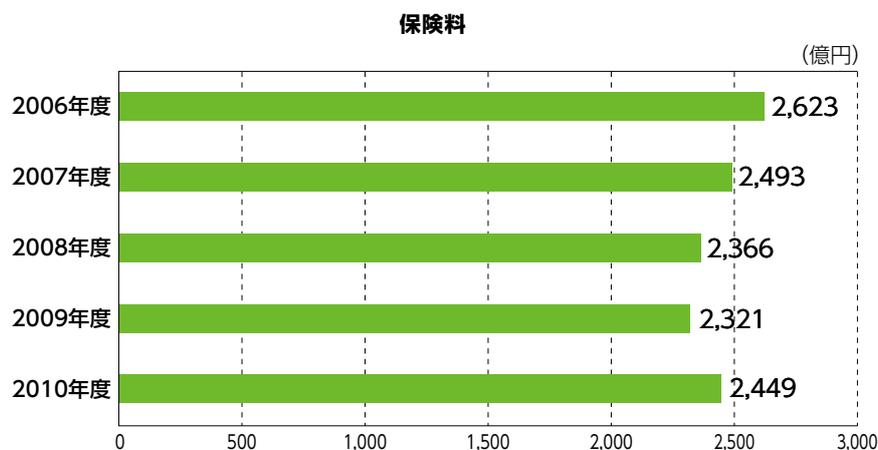
(注) 新契約高および保有契約高は個人保険・個人年金保険の契約高の合計です。なお、個人年金保険の新契約高は年金支払開始時における年金原資です。また、個人年金保険の保有契約高は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

〈総資産の推移〉



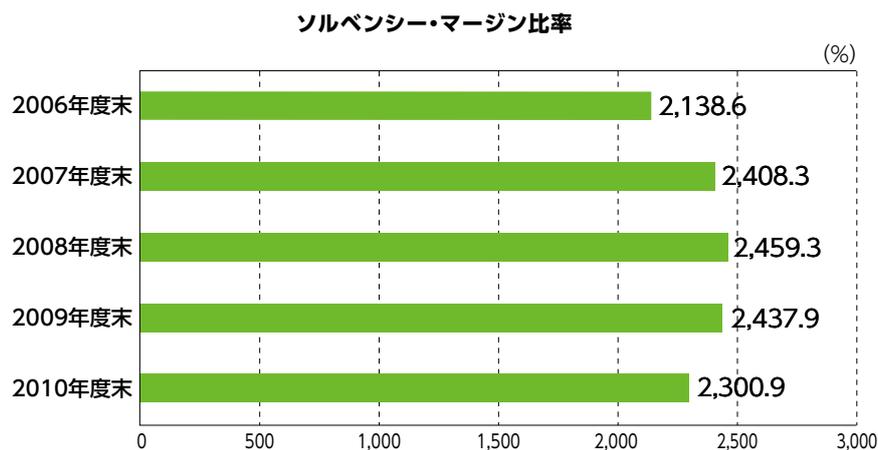
2010年度中に総資産が651億円増加し、順調に拡大しています。

〈保険料の推移〉



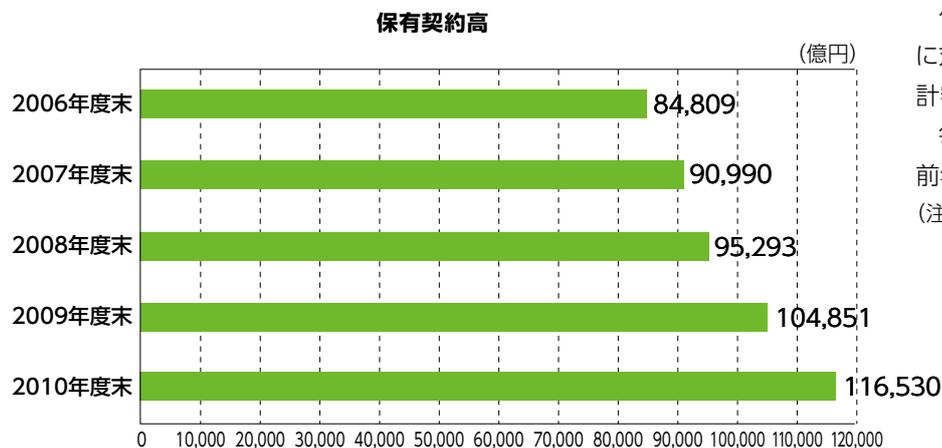
保険料は、一般事業会社の売上高に相当します。2010年度は、対前年度比5.5%の増加となりました。

〈ソルベンシー・マージン比率の推移〉



2010年度末のソルベンシー・マージン比率は、2,300.9%となり、引き続き高水準を維持しています。

〈保有契約高の推移〉



保有契約高は、個々の被保険者様に対して当社が保障する金額の総合計額です。

毎年着実に増加し、2010年度末は前年度末比11.1%増となりました。

(注)保有契約高は個人保険・個人年金保険の契約高の合計です。

収支の状況

〈損益計算書(抜粋)〉

(単位：百万円)

科 目		2010年度		2009年度
		金 額	増減額	金 額
経常収益	①	269,332	10,905	258,426
保険料等収入		249,462	13,223	236,238
保険料	②	244,911	12,723	232,187
再保険収入		4,550	500	4,050
資産運用収益	③	19,710	△ 2,384	22,095
利息及び配当金等収入		19,127	1,005	18,121
有価証券売却益		582	△ 1,013	1,596
有価証券償還益		—	△ 179	179
その他経常収益		159	66	93
経常費用	④	268,572	14,234	254,338
保険金等支払金	⑤	138,884	△ 8,977	147,861
保険金		22,970	1,999	20,970
年金		1,050	152	897
給付金		24,057	1,935	22,121
解約返戻金		85,253	△ 12,646	97,900
その他返戻金		977	△ 142	1,119
再保険料		4,575	△ 276	4,851
責任準備金等繰入額	⑥	66,851	19,599	47,251
資産運用費用	⑦	853	△ 666	1,519
支払利息		60	22	37
有価証券売却損		334	△ 55	389
有価証券評価損		—	△ 719	719
金融派生商品費用		34	△ 265	299
事業費	⑧	59,332	3,227	56,105
その他経常費用		2,651	1,051	1,600
経常利益	⑨	759	△ 3,328	4,088
特別利益		10	7	3
特別損失		940	831	108
契約者配当準備金繰入額	⑩	1,706	119	1,586
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)		△ 1,876	△ 4,273	2,396
法人税及び住民税		374	△ 2,175	2,549
法人税等調整額		△ 744	724	△ 1,469
法人税等合計		△ 370	△ 1,451	1,080
当期純利益又は当期純損失(△)	⑪	△ 1,506	△ 2,821	1,315

① 経常収益	生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益です。生命保険会社の場合、保険料等収入、資産運用収益、その他経常収益に区分されています。
② 保険料	ご契約者様から払い込まれた保険料による収益で、生命保険会社の収益の大部分を占めています。
*新契約の増加、そして解約の減少によって、前年度比5.5%増加しました。	
③ 資産運用収益	資産運用による収益で、利息や配当金のほかに有価証券売却益なども含まれます。
*当社では、その97.0%を利息及び配当金等収入が占めています。	
④ 経常費用	生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する費用です。
⑤ 保険金等支払金	保険金、年金、給付金、返戻金等の保険契約上の支払いを計上します。再保険契約による支払保険料もこちらに計上します。
⑥ 責任準備金等繰入額	責任準備金は、将来の保険金・給付金等の支払いに備え、積み立てが義務づけられている準備金です。毎期年度末に、前年度計上額を一旦全額戻入し、当年度の必要額を新たに全額繰り入れる方法により積み立てられます。損益計算書上は、(繰入額-戻入額)の差額で表示されます。
*前年度比で195億円増加していますが、新契約の増加に伴い標準責任準備金積増負担が増大したことによるものです。	
⑦ 資産運用費用	有価証券売却損、有価証券評価損などを計上します。
⑧ 事業費	新契約の募集および保有契約の維持保全や保険金等の支払いに必要な経費を計上します。一般事業会社の販売費及び一般管理費に類似します。
*前年度比32億円増加していますが、新契約の増加に伴う募集経費増が主な要因となっています。	
⑨ 経常利益	生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益(経常収益)から、発生する費用(経常費用)を差し引いた残額が経常利益です。
⑩ 契約者配当準備金繰入額	ご契約者様に対する配当金の支払財源となる契約者配当準備金への繰入額です。
*当社では、そのほとんどが団体保険契約にかかわる配当準備金の繰入です。	
⑪ 当期純利益 又は当期純損失(△)	税引前当期純利益又は税引前当期純損失から法人税等を控除した金額で、会社のすべての活動によって生じた純利益又は純損失を意味します。
*新契約の増加に伴う責任準備金の繰入負担や発生保険金、事業費の増加等により、15億6百万円の当期純損失となりました。	

資産・負債の状況

〈貸借対照表(抜粋)〉

(単位：百万円、%)

科 目	2010年度末			2009年度末
	金 額	増減額	構成比	金 額
(資産の部)				
現金及び預貯金	39,395	6,406	3.3	32,988
有価証券	① 1,083,552	53,246	91.3	1,030,306
国債	644,873	83,985	54.3	560,887
地方債	69,354	△ 1,134	5.8	70,489
社債	314,678	4,466	26.5	310,212
株式	4,744	△ 395	0.4	5,140
外国証券	49,902	△ 33,674	4.2	83,576
貸付金	② 18,067	904	1.5	17,162
有形固定資産	1,354	157	0.1	1,197
無形固定資産	4,114	△ 511	0.3	4,625
代理店貸	143	△ 30	0.0	174
再保険貸	1,480	273	0.1	1,206
その他資産	25,303	3,901	2.1	21,401
未収金	16,771	1,527	1.4	15,244
未収収益	3,129	26	0.3	3,102
預託金	3,411	960	0.3	2,451
仮払金	1,265	1,180	0.1	85
繰延税金資産	③ 13,871	706	1.2	13,164
資産の部合計	④ 1,187,254	65,120	100.0	1,122,133
(負債の部)				
保険契約準備金	1,121,707	66,855	94.5	1,054,852
支払備金	⑤ 22,017	1,861	1.9	20,155
責任準備金	⑥ 1,097,361	64,990	92.4	1,032,371
契約者配当準備金	2,329	3	0.2	2,325
代理店借	2,584	993	0.2	1,591
再保険借	1,231	26	0.1	1,205
その他負債	5,803	△ 1,760	0.5	7,564
退職給付引当金	941	278	0.1	663
特別法上の準備金	923	129	0.1	794
価格変動準備金	923	129	0.1	794
負債の部合計	1,133,276	66,559	95.5	1,066,716
(純資産の部)				
資本金	17,250	—	1.5	17,250
資本剰余金	10,000	—	0.8	10,000
利益剰余金	25,777	△ 1,506	2.2	27,283
その他有価証券評価差額金	⑦ 949	67	0.1	882
純資産の部合計	53,977	△ 1,438	4.5	55,416
負債及び純資産の部合計	1,187,254	65,120	100.0	1,122,133

①有価証券

有価証券のうち、国債、地方債、社債はそれぞれ日本国、国内の地方公共団体、国内企業等の発行する債券への投資です。また、外国証券は米国債等、海外の国・企業等が発行する外国債券や海外の企業が発行する外国株式等、海外の国・企業等が発行する有価証券への投資の総称です。

*当社の一般勘定資産の資産運用ポートフォリオはALM(資産・負債の総合管理)の観点から、保険契約の特性を勘案して、高格付けの円貨建債券を中心とした健全かつ効率的な運用を行うことで、長期的に安定した収益の確保を図っています。

②貸付金

生命保険会社の貸付金には保険約款貸付と一般貸付があります。

*当社の貸付金はすべて保険約款貸付です。

③繰延税金資産

税効果会計を適用した場合に、将来の会計期間において回収が見込まれる税金の額を計上します。

④資産の部合計

*当年度中に総資産が651億円増加し、当年度末には1兆1,872億円となり、5.8%増と拡大を続けています。

⑤支払備金

支払義務が発生している保険金、給付金、返戻金等のうち、決算期末時点で、未払いとなっているものについて、その支払いのために必要な金額を積み立てる準備金です。

⑥責任準備金

将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険業法で保険種類ごとに積み立てが義務づけられている準備金です。
責任準備金の積立方式の代表的なものには、「平準純保険料式」と「チルメル式」があります。

*当社は平準純保険料式による積み立てを行っています。

⑦その他有価証券評価差額金

生命保険会社の保有する有価証券のうち、「売買目的有価証券」、「責任準備金対応債券」、「満期保有目的の債券」、「子会社・関連会社株式」のいずれにも分類されない「その他有価証券」については、時価で評価し、貸借対照表に計上されています。ただし、その評価損益は損益計算書には計上されずに、評価差額金として、税効果分を除いて貸借対照表の純資産の部に計上されます。

*当社の一般勘定で保有している有価証券は、帳簿価額ベースで満期保有目的の債券が81.1%、その他有価証券が18.9%です。

2010年度の一般勘定資産の運用状況

運用環境

2010年度の日本経済は、上半期こそ緩やかな景気回復が続いたものの、下半期は輸出の頭打ちや政策による消費押し上げ効果の一巡から景気は踊り場的な調整局面を迎えました。加えて、東日本大震災の発生により、景気の先行きに対する不透明感が高まっています。

企業部門では、収益の改善を背景に設備投資に底打ちの兆しが見られましたが、夏場にかけての円高進行やIT関連財などの在庫調整により生産の伸びは一進一退が続きました。個人消費は、自動車などに対する政府の購入促進策の終了前には駆け込み需要が見られたものの、雇用・所得の改善が限定的に留まる中、全体的には盛り上がり欠ける状況が続きました。

このような景気情勢の下、10年国債利回りは日銀が金融緩和姿勢を強化したこともあり、一時、2003年以来となる1%割れを記録しました。年度後半にかけては海外金利の上昇や財政悪化に対する懸念から反転上昇し、年度末は1.2%台となりました。日経平均株価は、年度半ば一時9,000円を割り込んだ後、世界的な株値上昇を受けて反発しましたが、東日本大震災の影響から年度末は9,700円台となりました。

為替は米国金利の低下による日米金利差の縮小を背景に円高基調が続きました。東日本大震災の発生後には日本企業が復興目的で資金を国内に引き揚げるとの観測から、円は一時、対ドルでの史上最高値となる1ドル=76円台前半を記録しました。

当社の運用方針

将来の保険金などの確実なお支払いに備え、当社は保険契約の特性を勘案したALM運用を行っています。

具体的には、株値変動リスクを排除するとともに、信用リスクも抑えた運用を行うことで長期的に安定した収益の確保を図っています。信用リスクのヘッジ手段としては、クレジット・デフォルト・スワップ取引を一部利用しています。

上記運用方針に基づき、当社の一般勘定資産は高格付けの円貨建債券の満期保有を中心とした資産運用ポートフォリオとなっていますが、利回り水準の向上を目指し、一部は外貨建債券に投入しています。外貨建債券の一部については、為替リスクのヘッジ手段として為替予約取引を利用して、過度に為替リスクを取らない運用を行っています。

ALMの推進

資産と負債を総合的に管理していくことをALM(アセット・ライアビリティ・マネジメント)といいます。

生命保険会社の負債は、将来の保険金などのお支払いに備えて積み立てられた責任準備金が大部分を占めており、金利が固定された長期間のものが多いという特徴があります。資産を運用する際に、そのような保険契約の特性を考慮することは、生命保険会社としての健全性を維持する上で重要であると考えられます。

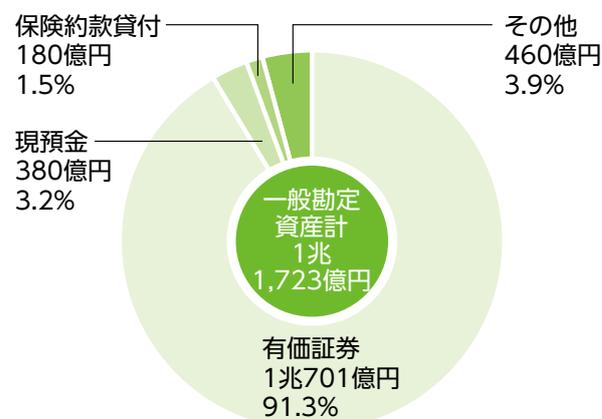
当社では、ALM委員会を定期的で開催し、ALMの考えに基づいた資産運用を行っています。

運用実績の概況

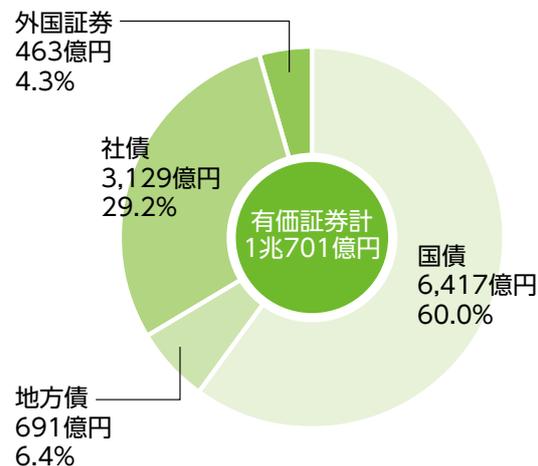
資産配分

2010年度末の一般勘定資産は、前年度末に比べ653億円増加し1兆1,723億円(前年度末比105.9%)となりました。当年度末における主な資産構成は、有価証券1兆701億円(一般勘定占率91.3%)、現預金380億円(同3.2%)となっています。

〈一般勘定資産の構成 2010年度末〉



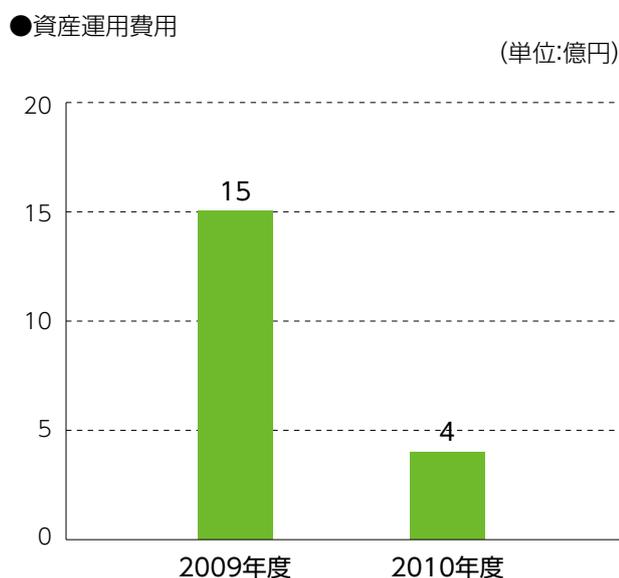
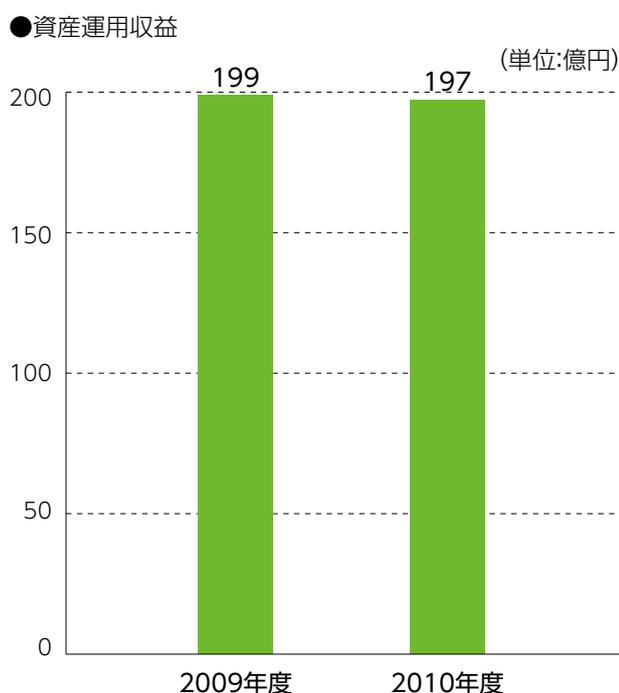
〈有価証券の構成 2010年度末〉



資産運用収支

資産運用収益は利息及び配当金等収入が増加したものの、有価証券売却益および有価証券償還益が減少したことなどにより、前年度比1億円減少の197億円となりました。一方、資産運用費用は、有価証券評価損および金融派生商品費用の減少などにより前年度比10億円減少の4億円となりました。その結果、資産運用収益から資産運用費用を控除した資産運用収支は、前年度比8億円増加の192億円となりました。

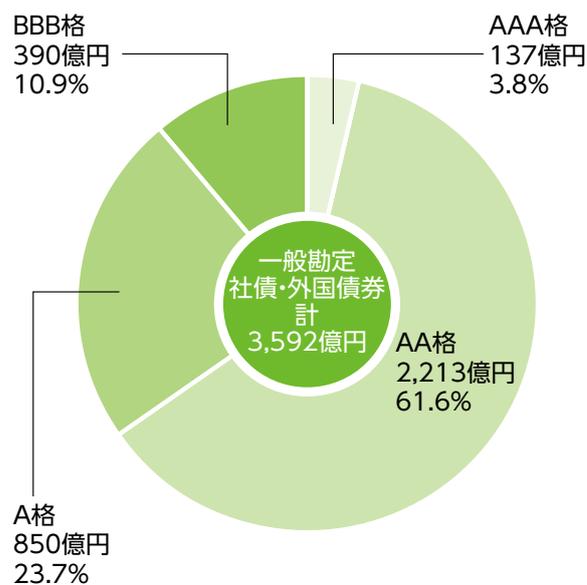
〈資産運用収益・資産運用費用の状況〉



財務の健全性

当社が2010年度末に保有する社債・外国債券の残高の89.1%は、債務履行能力が高いA格以上です。残りの債券については、BBB格10.9%となっています。

〈一般勘定債券の信用格付別残高の構成 2010年度末〉



格付は当社社内格付規程に基づき分類しています。社内格付規程はムーディーズ、スタンダード&プアーズ、格付投資情報センター(R&I)、日本格付研究所(JCR)の外部格付に基づいています。なお、上記グラフには国債、地方債は含めていません。

証券化商品等への投資およびサブプライム関連投資の状況

証券化商品への投資については、住宅金融支援機構の発行したRMBS(貸付債権担保住宅金融支援機構債券)のみであり、米国のサブプライムローンを裏付資産とした証券化商品は保有していません。

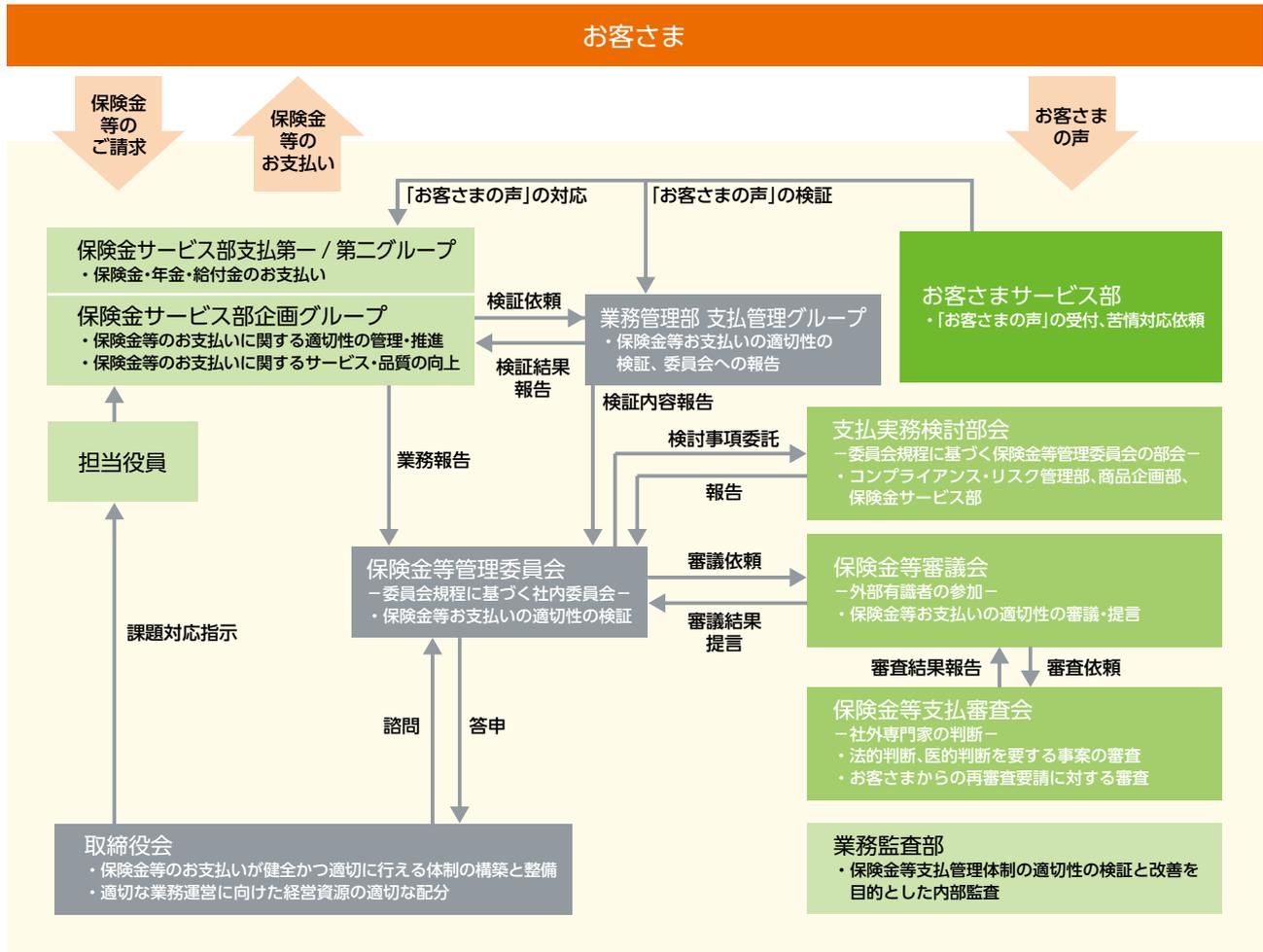
お客さまから「信頼される」生命保険会社を目指して

保険金等支払管理体制と支払件数

当社では、お客さまから信頼いただける保険会社を目指し、迅速かつ適切な保険金のお支払いができる仕組みづくりに取り組んでいます。これまでの体制に加え、2008年9

月に「保険金等支払審査会」を設置し、社外専門家による個別事案の検証強化およびお客さまからの事案審査のご要望に対応しています。

〈保険金等支払管理体制〉



〈支払件数と金額〉

(単位:件、百万円)

		個人保険				団体保険			
		2009年度		2010年度		2009年度		2010年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
保険金	死亡・高度障害保険金	2,774	15,118	2,941	16,772	171	1,020	145	1,042
	満期保険金	638	1,525	526	1,824	-	-	-	-
給付金	入院・手術給付金等	87,398	12,071	101,172	13,673	30	2	29	4
	生存給付金	90,096	10,043	100,724	10,373	-	-	-	-
年金		3,000	879	3,640	1,032	-	-	-	-
合計		183,906	39,638	209,003	43,676	201	1,023	174	1,047

※団体保険については非幹事分を除く件数と金額を計上しています。

内部統制の整備

当社は、取締役会において、以下のような内部統制システム構築の基本方針を決議し、基本方針に基づく内部統制の整備を行っています。

内部統制システム構築に係る基本方針

当社は、NKSJホールディングス株式会社および株式会社損害保険ジャパンの定めるグループの各種基本方針をふまえ、以下に定める体制を整備し、もって当社における業務の適正を確保し、企業統治の強化および質の向上を図ります。

なお、本基本方針に基づく統制状況を適切に把握および検証し、体制の充実に努めます。

1. 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、情報管理に関する規程を定め、取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を体系的に保存し、管理します。

2. 損失の危険の管理に関する体制

当社は、業務遂行に伴うリスクのうち経営に重大な影響を及ぼし得る以下のリスクについて、リスク管理に関する規程を定め、リスクを把握して管理する体制およびこれらのリスクを統合し管理する体制を整備します。

- ・ 保険引受リスク
- ・ 資産運用リスク
- ・ 流動性リスク
- ・ オペレーショナルリスク
- ・ 災害リスク

また、大規模自然災害等の危機発生時における主要業務の継続および早期復旧の実現を図り、有事における経営基盤の安定と健全性の確保を図ります。

3. 取締役および執行役員その他の使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、各取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、取締役会を毎月、および必要に応じて随時開催して経営論議を深めるとともに、適宜情報交換を行うなど取締役間の連携を図ります。

また、当社は、執行役員その他の使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織および職制に関する規程において組織単位ごとの業務分掌、執行責任者、職務権限の範囲などを網羅的に定めるとともに、執行役員制を採用して執行責任を分掌させます。

なお、当社は、取締役会の決議事項および報告事項を整備することで、取締役会の関与すべき事項を明らかにするとともに、これに整合するよう決裁権限を定めます。

4. 取締役および執行役員その他の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役および執行役員その他の使用人の職務の執行が法令、定款等に適合することを確保するため、倫理行動規範を定め、取締役会の諮問機関として設置したコンプライアンス委員会を中心に、コンプライアンス推進計画を策定し、取締役および執行役員その他の使用人に対する研修を実施するなど、法令等遵守態勢を整備します。また、役職員が「NKSJグループ コンプライアンス基本方針」

および「NKSJグループ コンプライアンス行動規範」を遵守して行動するよう、周知徹底を図ります。なお、当社は、「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当請求等に対して毅然とした態度を堅持することによりこれを拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し健全な企業経営を実現するため、対応態勢を整備します。またコンプライアンス上の問題が発生した際の報告・通報、情報収集、調査・分析および再発防止に関する体制についてコンプライアンス委員会を中心に整備します。

あわせて、「顧客情報管理態勢の構築・確保に係る基本方針」を定め、顧客情報の管理等を適切に行うとともに、「利益相反管理基本方針」を定め、顧客の利益が不当に害されるおそれのある取引の管理を適切に行います。

5. 財務報告の適正性および信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告に係る内部統制の整備・運用、評価に関する基本的事項を規程に定め、この枠組みに則した適正な運営を行います。

6. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するため、「NKSJグループ グループ内取引に係る基本方針」および「損保ジャパングループの経営理念」を遵守し、グループ内における取引、業務提携、事業再編等について、取引等の公正性および健全性の確保に努めます。またNKSJホールディングス株式会社および株式会社損害保険ジャパンが定める規程に従い、株式会社損害保険ジャパンから適切な審査を受けます。

7. 監査役が補助者を求めた場合における取扱い

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役補助者に関する規程に基づき、使用人の中から監査役補助者を選任します。

8. 監査役補助者の取締役からの独立性確保のための体制

当社は、監査役補助者の選任、解任、人事上の評価、処遇の決定等にあたっては、監査役補助者に関する規程に基づき、監査役の意見を聴き、またはその同意を得た上で行うこととし、取締役からの独立性を確保します。

また、監査役補助者はその職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役および業務執行の責任者等からの指示を受けません。

9. 監査役への報告に関する体制

当社は、監査役会の同意を得て、取締役および執行役員その他の使用人が監査役に報告すべき事項および時期を定め、もって監査役の監査の実効性の向上を図ります。

取締役および執行役員その他の使用人は、上記の定めに基づく報告を確実に行うとともに、監査役から当該定めのない事項について報告を求められたときは、速やかに対応するものとします。

また、監査役が取締役の職務の執行に関して意見を表明し、またはその改善を勧告したときは、当該取締役は、指摘事項への対応の進捗状況を監査役に適宜報告します。

10. その他監査役監査の実効性確保のための体制

当社は、監査役が本社および営業部門に立ち入って監査を行う場合その他監査役が協力を求める場合（NKSJホールディングス株式会社および株式会社損害保険ジャパンの監査役が協力を求める場合を含みます。）は、可能な限り他の業務に優先して監査役に協力することとします。

また、監査役に経営協議会その他重要な会議への出席を求め、取締役および執行役員その他の使用人との十分な意見交換を求めるものとします。

11. 内部監査の実効性を確保するための体制

当社は、内部監査の実効性を確保するため、内部監査部門の被監査部門からの独立性を確保するとともに、内部監査規程等を整備し、内部監査計画に基づき適切に内部監査を実施します。

利益相反管理基本方針の概要

当社は、当社または当社のグループ金融機関が行う利益相反のおそれのある取引について、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、法令等およびこの方針に則り適切に管理します。

1. 対象取引および特定方法

(1) 対象取引

当社がこの方針の対象とする「利益相反のおそれのある取引」は、当社または当社グループ金融機関が行う取引のうち、「お客さまの利益を不当に害するおそれがある取引」をいいます。

なお、この方針における「お客さま」とは、当社または当社グループ金融機関とすでに取引関係にある、または取引関係に入る可能性のあるお客さまをいいます。また、当社グループ金融機関とは、当社の親金融機関等（保険業法第100条の2第2項の「親金融機関等」をいいます。）のうち別表に掲げる会社とします。

(2) 対象取引の類型および特定方法

対象取引には①に掲げるような類型がありますが、対象取引に該当するか否かの特定については、②に掲げる事情その他の事情を総合的に考慮のうえ個別に判断します。

① 対象取引の類型

- お客さまの利益と当社または当社グループ金融機関の利益が相反する取引
- お客さまの利益と当社または当社グループ金融機関の他のお客さまの利益が相反する取引
- 当社または当社グループ金融機関がお客さまとの関係を通じて入手した非公開情報を利用して当社または当社グループ金融機関が利益を得る取引
- 当社または当社グループ金融機関がお客さまとの関係を通じて入手した非公開情報を利用して当社または当社グループ金融機関の他のお客さまが利益を得る取引

② 判断する事情

- お客さまが自己の利益が優先されるとの合理的な期

待を抱く状況がある場合

- お客さまの利益を不当に犠牲にすることにより、当社または当社グループ金融機関が経済的利益を得るかまたは経済的損失を避ける可能性がある場合
- お客さまの利益よりも他のお客さまの利益を優先する経済的その他の誘因がある場合

2. 対象取引の管理方法

当社は、対象取引に該当する取引を認識した場合、当該取引に関して次に掲げる方法その他の方法による措置を講じて、当該取引に係るお客さまの保護を適切に行うよう管理します。

- 対象取引を行う部署と当該お客さまとの取引を行う部署間で双方の取引に係る情報について遮断を行う方法
- 対象取引または当該お客さまとの取引の条件または方法を変更する、もしくは提供する役務を限定する方法
- 対象取引または当該お客さまとの取引を回避する方法
- 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示し同意を取得する方法

3. 利益相反管理体制

当社は、利益相反管理統括部署および利益相反管理統括者を設置し、対象取引の特定および管理を統括するとともに、利益相反管理態勢の検証および改善ならびに利益相反管理に関する教育・研修を行います。

別表

①株式会社損害保険ジャパン
②損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社
③セゾン自動車火災保険株式会社
④日立キャピタル損害保険株式会社
⑤損保ジャパンDC証券株式会社
⑥損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
⑦株式会社損保ジャパン・クレジット
⑧安田企業投資株式会社
⑨日本興亜損害保険株式会社
⑩日本興亜生命保険株式会社
⑪そんぼ24損害保険株式会社
⑫日本興亜クレジットサービス株式会社
⑬海外で保険事業を営むNKSJグループ内会社

保険法施行に対する当社の取り組みについて

2008年6月6日に「保険法」が公布され、2010年4月1日から施行されました。

これは、最近の社会経済情勢の変化に対応するために、「商法」の一部であった保険に関する定めを約100年ぶりに改正し「保険法」として独立させたもので、お客さまの利

益保護の強化などを目的としています。

当社においては、保険法の施行にともない2010年3月2日から約款の改定を行いました。

また、これにあわせて、表形式の条文を増やしたりするなど、お客さまにとって分かりやすい約款に改定しました。

「保険法」施行にともなう主な改定ポイント

① 保険金・解約返戻金等のお支払い期限の明確化

保険金・解約返戻金等のご請求をいただいてからお支払いするまでの期限を明確化しました。

例えば保険金のお支払いにあたり、事実の確認が必要だった場合、期限の定めがありませんでした。

原則となるお支払期限のほか、事実の確認が必要なケースとのお支払期限を明確化しました。

② 差押債権者のご契約を解約しようとした場合の保障の継続

ご契約に質権などが設定されており債権者から解約請求があった場合でも、受取人が一定の手続きをすることでご契約をご継続いただける制度(介入権制度)が新設されました。

債権者などによる解約の場合、請求書の当社到着日をもって解約の効力が発生していました。

債権者などによる解約は、解約する旨の通知が当社に到着してから1か月経過後に解約の効力が発生します。この1か月間に、保険金受取人が解約返戻金相当額を債権者等に弁済いただくことにより、ご契約をご継続いただけるようになりました。

③ 重大事由による解除の規定の明確化

保険金請求詐欺や保険金取得目的の殺人未遂などの重大事由に該当した場合に保険契約を解除する規定を明確化しました。

保険金請求詐欺などの場合、保険契約が解除されますが、法律上は規定化されていませんでした。

保険法において重大事由による解除に関する規定が新たに設けられ、すべての保険契約に共通する内容として法定化・明確化されました。

④ 受取人変更の効力発生日の変更

受取人を変更される場合の効力発生日が変更されました。また、ご契約者さまの遺言によっても受取人の変更が可能となりました。

受取人変更の効力の発生時期は、「会社が承認した時」からでした。

受取人の変更の効力発生日が、「ご契約者さまが受取人変更書類を発信された日」に変更されました。また、ご契約者さまの遺言による受取人の変更も可能となりました。

インターネット <http://www.himawari-life.com/contract/>

当社ホームページでは、具体的な事例をまじえて、さらにわかりやすく解説しております。ぜひあわせてご確認ください。

トップページ

▶ ご契約者の皆様へ

▶ ご契約者の皆様へ大切なお知らせ

▶ 新しい法律「保険法」が制定されました

お電話の窓口 0120-563-506

(カスタマーセンター)

ご契約に関するご照会や各種お手続きについてオペレーターが承ります。

受付時間 月～金/9:00～18:00 土/9:00～17:00 (日曜・祝日、12月31日～1月3日は休業)

※月曜など休日明けは、お電話が混み合うことがございますので、ご了承ください。

コンプライアンス体制

当社は、お客さま・社会の要望に応え信頼される企業でありつづけるため、コンプライアンス推進体制の強化に努めています。

コンプライアンス推進体制

当社では、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、当社が法令等を遵守した業務の遂行を確保するための態勢の整備に関する基本的な事項を定めた「コンプライアンス規程」、当社および当社役職員の企業倫理に基づく行動の基本方針としての「倫理行動規範」および保険販売等におけるコンプライアンスの一層の徹底のための「保険販売に関するコンプライアンスガイドライン」を定め、企業の社会的責任を全うするための行動基準を明確にしています。

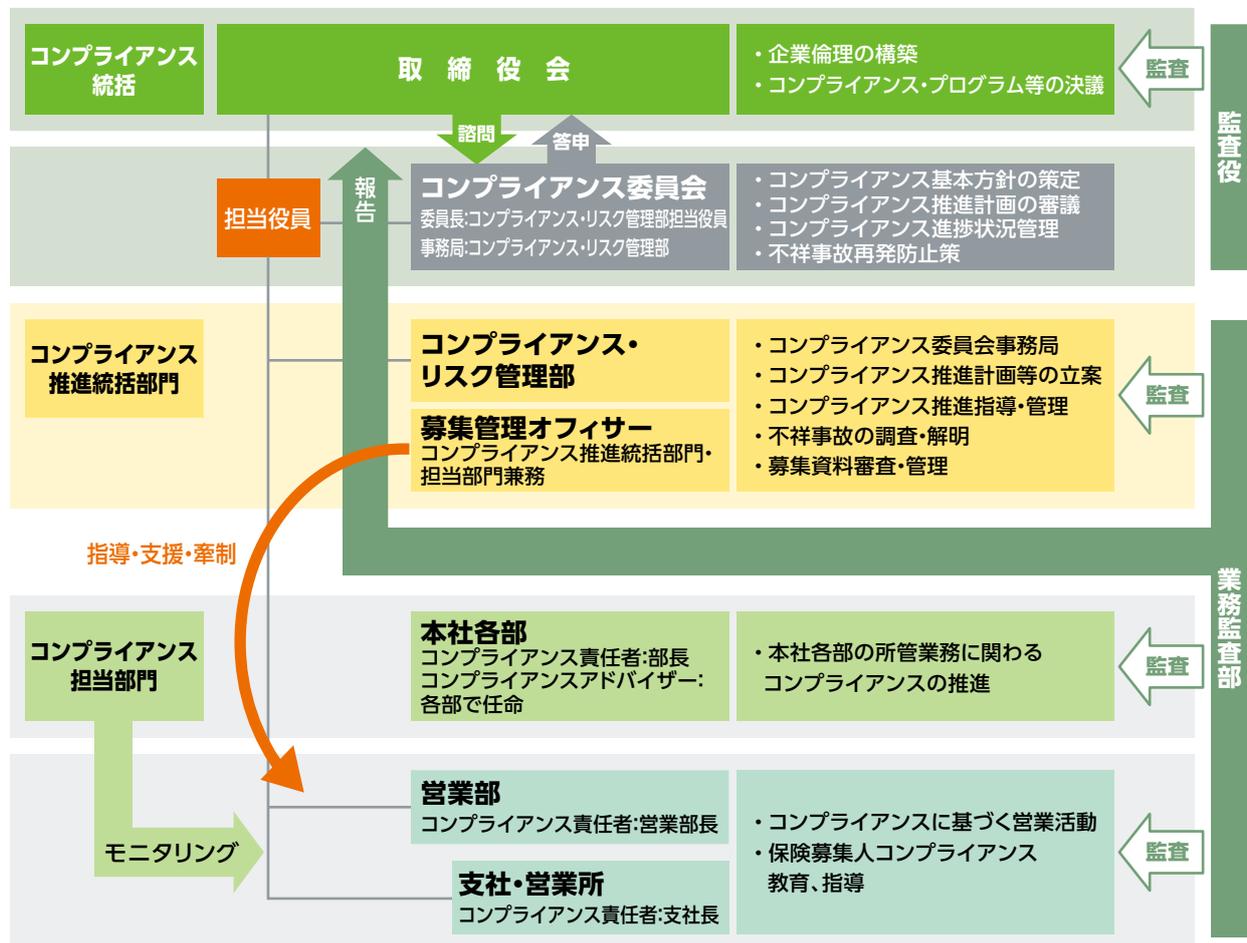
この方針のもと、役員および本社関連部門で構成されるコンプライアンス委員会を中心に、年度毎の重点課題として「コンプライアンス基本方針」およびこれに基づいた「コンプライアンス・プログラム」(推進計画)を策定し、各部の進

捗状況の確認や改善策の策定を通じて、コンプライアンスの推進に取り組んでいます。

また、各部門長(本部長・営業部長・支社長)をコンプライアンス責任者に任命して、各部門のコンプライアンス推進の責任者とし、また本社各部においてはコンプライアンス責任者(部長)を補佐する役割としてコンプライアンスアドバイザーを任命し、コンプライアンス推進統括部門であるコンプライアンス・リスク管理部と保険募集に関するコンプライアンス担当部門の業務管理部およびコンプライアンス担当部門である本社各部が連携してコンプライアンス推進の強化を図っています。

また2008年度から営業店への指導や法令等遵守状況をモニタリングする募集管理オフィサーを配置し、営業店における適正な募集管理をさらに強化しています。

これらのコンプライアンス推進の取り組みは、定期的に取り締り会に報告され、経営トップによる評価・フォローアップが行われています。



コンプライアンス推進の具体的取り組み

コンプライアンスの定着・徹底のため、役員、コンプライアンス責任者である各部門長、本社各部署から時宜に応じたコンプライアンスメッセージの継続発信や、社員に「コンプライアンスマニュアル」「コンプライアンスポケットブック」を配布して倫理行動規範、保険業法等の基本的な知識の徹底を図っています。

また、社員のコンプライアンス研修を定期的に行うものとし、さらに重要な会議やその他の社員研修においても必ず「コンプライアンス研修」の時間を設けて意識の徹底を図るとともに、さらに定期的に「コンプライアンステスト」(確認テスト)を実施して知識の定着を図っています。

コンプライアンス教育の充実と保険募集に関与する代理店および保険募集人の意識向上を図るため「代理店 コンプライアンス・マニュアル」「代理店 業務ハンドブック」等のツールを作成、適宜改定して、研修・指導に活用しています。

また、金融商品販売法に基づき「勧誘方針」(P.29参照)を制定し、その周知・徹底を図っています。

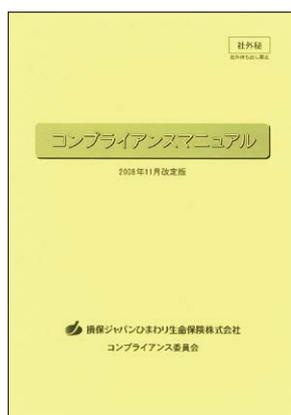
さらに、保険販売等に関して法令、各種ルール、勧誘方針

等を確実に遵守した適正な営業活動を行うための指針として「保険販売に関するコンプライアンスガイドライン」を制定し、コンプライアンス重視の企業風土の醸成とコンプライアンス徹底に向けた着実な取り組みを進めています。「勧誘方針」「保険販売に関するコンプライアンスガイドライン」は、直近では2009年4月、保険金の不正取得を防止する観点から、適正な保険金額を定め、適切な保険販売を行う旨をより明確に規定する改定を実施するなど、適宜改定を行っています。

そして、コンプライアンスに関する情報がコンプライアンス責任者より迅速にコンプライアンス・リスク管理部に集約されるように規程・仕組みを構築しています。

また、何らかの理由でコンプライアンス責任者から報告できない事案や、コンプライアンス上の疑義・疑問を全社員から直接受け付ける窓口として「企業倫理相談窓口(通称:ヘルプライン)」を設置し、運営しています。

このヘルプラインは、2006年度に施行された公益通報者保護法に基づく通報・相談窓口として利用されるよう、通報者の秘密の保持等を図る仕組みとしています。



損保ジャパンひまわり生命の勧誘方針

当社は、「金融商品の販売等に関する法律」(2000年法律第101号)に基づき、保険商品の販売等に係る勧誘に関する方針を次のとおり定めています。

保険商品の販売等に際して、各種法令等を遵守し、適正な勧誘に努めます。

- 保険業法、金融商品の販売等に関する法律、金融商品取引法、消費者契約法その他各種法令・諸規則を遵守することはもちろん、保険制度が健全に運営されるよう努めて参ります。
- 販売等に当たっては、お客さまに商品内容を正しくご理解いただけるよう説明内容や説明方法を創意工夫し、適正な勧誘活動を行って参ります。特に、70歳以上のご高齢者に対する保険販売に際しては、十分な理解をいただくために必要な場合にはご家族へのご相談、商品説明・申込時のご家族の同席を依頼する等して、お客さまに十分に理解いただいたうえで加入いただくことに努めます。
- 保険金の不正取得を防止する観点から、適正な保険金額を定めるなど、適切な保険販売を行うよう努めます。

お客さまの保険商品に関する知識・経験、購入目的、資力状況等を総合的に勘案し、お客さまの意向と実情に応じた保険商品の勧誘に努めます。

- ライフサイクルの分析やコンサルティング活動等を通じて、お客さまの意向と実情に沿った適切な商品設計・勧誘活動を行って参ります。
- 特に、市場リスクを伴う変額保険等の投資性商品については、お客さまの投資経験、投資目的、財産の状況等を勘案し、商品内容やリスク内容等の適切な説明を行って参ります。
- お客さまに関する情報については、適正な取扱いを行い、お客さまの権利利益の保護に配慮して参ります。

お客さまへの商品説明等については、販売・勧誘形態に応じて、お客さま本位の方法等の創意工夫に努めます。

- 販売・勧誘活動に当たっては、お客さまの立場に立って、時間帯や勧誘場所について十分に配慮して参ります。
- お客さまと直接対面しない勧誘・販売等(例えば通信販売等)を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、お客さまにご理解いただけるよう努力して参ります。

お客さまにご信頼・ご満足いただけるよう努めます。

- 社内研修等により、商品説明や勧誘方針の適正の確保に努めて参ります。
- お客さまの様々なご意見等の収集に努め、その後の保険商品の販売・勧誘に反映して参ります。当社の販売・勧誘について、お気づきの点がございましたら、最寄の店舗までご連絡ください。

本人確認に関するお客さまへのお願い

2003年1月6日より「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律(本人確認法)」が施行され、2004年12月30日からは「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」に名称変更してきましたが、2008年3月1日から「犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯罪収益移転防止法)」(注)に変わりました。

この法律は、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムの資金隠しに利用されたり、マネー・ロンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。

つきましては、写真付証明書等の提示をお願いすることがございますので、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

(注)本法律はマネー・ロンダリング防止のため、「本人確認法」と金融機関等による「疑わしい取引の届出制度」の準拠法である「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」が一本化された法律で、本人確認義務を負う事業者が拡大されました(当社のような保険会社は従前からこの義務を負っています)。

反社会的勢力対応体制

近年、暴力団や総会屋さらにはえせ同和団体等、いわゆる反社会的勢力の活動は、従前に比べて巧妙化・多様化が進み、社会に悪質な影響をもたらしています。

当社は従来からこの問題には敢然と立ち向かってきており、反社会的勢力に対しては、「金を出さない」「利用しない」「恐れない」を基本原則に対応し、毅然とした態度でこれら

を拒絶し関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し健全な企業経営を実現するため「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を制定し公開しています。

そしてこの基本方針に基づき反社会的勢力への対応に関する社内態勢を整備し、有事対応態勢を構築しています。

反社会的勢力への対応に関する基本方針

1. 目的

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当請求等に対して毅然とした態度を堅持することによりこれを拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し健全な企業経営を実現するため、この基本方針を定めます。

2. 取組基本方針

当社は、反社会的勢力に対して、次に掲げる取組基本方針に基づき対応します。

〈1〉取引を含めた関係遮断

反社会的勢力からの不当要求等に対しては毅然と対応するとともに、別に定める統括管理部署が反社会的勢力にかかる情報を一元管理することにより、反社会的勢力との関係遮断を確保するための社内体制の整備を行います。

〈2〉裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力に対して不祥事故等を隠ぺいするような裏取引は絶対に行いません。また、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対する資金提供は行いません。

〈3〉外部専門機関との連携

反社会的勢力を排除するために、平素から、警察、弁護士、暴力団追放運動推進センター等の外部専門機関と密接に連携します。

〈4〉組織としての対応

反社会的勢力への対応については、担当者や担当部署だけに任せずに、経営陣以下組織として対応するとともに、役職員等の安全を確保します。

〈5〉有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力から不当請求等がなされた場合は、積極的に外部専門機関に相談し、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、刑事事件化を躊躇しません。

3. 対応態勢の整備

当社は、反社会的勢力に対する対応態勢の整備として、次の観点から責任部署を定め、対応態勢の整備を行います。

- (1) 関係遮断のための各種業務上取引に関する基準の整備
- (2) 反社会的勢力に対応するためのデータベースの整備
- (3) 対応態勢を整備し、維持・向上させるための取り組みの継続
- (4) 社内規程・対応マニュアルの整備と継続的な研修活動の実施
- (5) 有事対応態勢の構築

リスク管理体制

当社は、NKSJグループの一員としてリスク管理を適切に実行するため、リスク管理体制を整備しています。

リスク管理基本方針

当社では、「NKSJグループ リスク管理基本方針」および損保ジャパンの「リスク管理基本方針」を踏まえてリスク管理の基本方針として「リスク管理基本規程」を取締役会において制定しています。

「リスク管理基本規程」では、リスク管理を経営の重要課題として位置づけたうえで、経営に重大な影響を及ぼし得る保険引受リスク、資産運用リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクおよび災害リスクについて適切に識別および評価し、それぞれのリスクの性質および特徴を踏まえて、個別かつ統合的に管理するものとしています。

さらに、会社の健全性維持の観点から不測の損失を回避し、リスクを経営体力に見合った適正な水準に収めるため、「統合リスク管理」を行うこととしています。

また、当社では、グループの業務継続体制構築基本方針に沿って、経営基盤の安定と健全性を確保し、保険会社として危機発生時においても保険金支払等の重要業務の継続を実現し、社会・経済活動の維持に資することを目的として、「業務継続体制構築基本方針」を定めています。この方針に従い、災害等の危機発生から終息に至る有事に適切に対応

し、継続すべき重要業務および危機対応を計画等に定め、これを継続的に見直すことにより、業務継続および早期復旧を実現する業務継続体制を構築しています。

統合リスク管理

当社は、財務の健全性を確保するため、資産や負債の経済価値の変動を想定した保険引受リスク、資産運用リスクおよびオペレーショナルリスクに関する各リスク量を、NKSJグループ共通の信頼水準、保有期間およびリスク尺度(VaR)で計測し、これらを統合して得られるリスク総量が経営体力(NKSJホールディングス株式会社からの資本配賦額)を超えないように管理しています。

また、リスク総量が資本配賦額を超過するおそれが生じた場合に、リスク削減または資本増強などの対応策を策定・実施する態勢を整備しています。

リスク限度枠の設定

当社では、リスクに関する限度枠として、格付に応じて特定与信先への与信集中を管理するための限度枠および特定再保険者への出再集中を管理するための限度枠を設定し、適切に管理しています。



ストレス・テスト

当社は、経営に重大な影響を及ぼしうる事象を包括的に捉えた適切なストレス・シナリオを設定し、リスクを統合的に評価・計測するストレス・テストを実施しています。

ストレス・テストの実施結果は、「統合リスク管理」への影響度分析や、「統合リスク管理」の計測手法では把握できないリスクに関する分析などに活用しています。

1. 保険引受リスク管理

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより損失を被るリスクをいいます。

当社では、新保険商品の発売、保険商品・引受基準・成績評価基準などの改廃等の際は、リスク検証による事前検証、モニタリングによる事後評価を実施しており、的確な保険引受リスク管理が行えるような体制をとっています。

○再保険について

再保険とは、引受保険金額の一部について他の再保険会社に保険を付することをいいます。当社では、保険引受リスクの特性に応じて適切な再保険方式を選択するとともに、経営体力や再保険コスト等を総合的に勘案して再保険金額を決定するなど、効率的・効果的な危険分散を行う方針のもとに再保険を活用しています。

なお、再保険カバーの入手にあたっては、格付をもとに信用力を重視した再保険会社の選定を行っています。

2. 資産運用リスク管理

資産運用リスクとは、主として、保有する資産（オフバランス資産を含む）の価格が変動することにより損失を被るリスクをいいます。資産運用リスクには、負債特性に応じた資産管理ができずに損失を被るリスクも含まれます。

当社では、資産運用リスクについてはALM（資産・負債の総合管理）の観点から負債である保険契約の特性を勘案し円貨建債券を中心とした運用を行うこととしています。

なお、当社では、不動産投資・一般貸付は行っていません。

資産の自己査定については、自己査定基準と自己査定体制を整備し、厳正に実施しており、自己査定の結果に基づいて厳格な償却・引当を行っています。

3. 流動性リスク管理

流動性リスクとは、次のリスクをいいます。

- ①以下の状況により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク
 - ・ 保険会社の財務内容の悪化等による新契約の減少に伴う保険料収入の減少
 - ・ 大量ないし大口解約に伴う解約返戻金支出の増加
 - ・ 巨大災害での資金流出

- ②市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク

当社では、流動性リスクに対応するため、定期的に資金繰り予測を行い、流動性を有する資産を確保しています。また、資金繰りの逼迫度に応じて取るべき対応策を定めた関連規程を制定して適切な管理に努めています。

4. オペレーショナル リスク管理

- ・ 事務リスク管理
- ・ システムリスク管理
- ・ 労務リスク管理
- ・ 風評リスク管理

オペレーショナルリスクは次の4つに分類して管理しています。

①事務リスク管理

事務リスクとは、社員および保険募集人等当社の業務に従事している者が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

当社では、事務処理上のミスや不正を防止する観点から事務マニュアルの整備をすすめ、事務処理の適正化によって事務リスクの極小化に努めています。

さらに、事務処理上のミスや不正を原因として発生した事象の報告体制を整備し迅速な対応を行うとともに、原因分析および再発防止を行うことで事務の改善に取り組む態勢としています。

②システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスクおよびコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。

当社では、セキュリティポリシー等コンピュータシステムの安全対策のための規程等の整備をすすめ、災害時等の万一の場合に備えた業務継続計画を整備し、定期的な訓練を通じて有効性を検証する等システムリスクへの対策に努めています。

③労務リスク管理

労務リスクとは、雇用、健康もしくは安全に関する法令もしくは協定に違反した行為、個人傷害に対する支払い、労働災害または差別行為により損失を被るリスクをいいます。

当社では、適正な労務管理を通じて、労務リスクの発生防止に努めています。

④風評リスク管理

風評リスクとは、評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じる損失を被るリスクをいいます。当社では、風評リスクが懸念される情報の迅速な把握・収集を図りその発生の防止に努めるとともに、発生した場合に速やかに対応するための体制を整備しています。

5. 災害リスク管理

災害リスクとは、大地震等の広域大規模災害や当社が入居しているビルでの火災、あるいは犯罪行為等により、役職員（その家族を含む）が被害に遭うリスク、および社会インフラやシステムに障害が発生し、業務が正常に遂行できなくなることにより損失を被るリスクをいいます。

当社では、大規模災害に対する業務継続計画を整備し、定期的な訓練を通じて有効性を検証する等災害リスクへの対策に努めています。

お客さま情報の取り扱い方針

当社では、保険募集活動の際や契約締結時および維持管理に伴う関連サービスをご提供させていただくため、必要な範囲内でお客さまご本人あるいはご家族等に関する情報を収集し、おあずかりしています。個人情報保護の重要性に鑑み、「個人情報の保護に関する法律」やその他の法令・金融庁ガイドライン等や社団法人生命保険協会の指針

を遵守して、お客さまの情報を適正にお取り扱いするとともに正確性・機密性の保持に努めています。

当社は、これら個人情報に関する取組方針を「個人情報保護宣言(プライバシー・ポリシー)」として定め、当社ホームページ(<http://www.himawari-life.com/>)上に公表しています。

個人情報保護宣言

基本的な考え方

当社は、NKSJグループの一員として、NKSJグループプライバシー・ポリシーのもと、個人情報を適正に取り扱うことが社会的責務であり重要であると認識し、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令等を遵守して、個人情報の保護に努めてまいります。

1. 当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。
また、法令に定める場合を除き、個人情報の利用目的を通知または公表し、利用目的の範囲内で取り扱います。
2. 当社は、法令に定める場合を除き、本人の同意なく個人データを第三者に提供することはありません。
3. 当社は、NKSJグループの経営管理およびお客さまへの商品・サービスの案内・提供等のため、グループ内で個人データを共同利用することがあります。
4. 当社は、個人データについて、漏えい、滅失またはき損の防止等に努め、適切な安全管理措置を実施します。また、個人データの取り扱いを委託する場合は、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
5. 当社は、個人データの取り扱いが適正に行われるように従業員への教育・指導を徹底します。
また、個人情報保護のための管理態勢を継続的に見直し、改善に努めてまいります。
6. 当社は、個人情報の取り扱いに関する苦情・相談に対し適切かつ迅速に対応します。
また、個人情報保護に関する法律にもとづく保有個人データの開示、訂正等の請求に適切に対応します。

個人情報の取り扱い

当社における個人情報の扱いは、以下のとおりです。

1. 個人情報の適正な取得について

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

当社では、例えば、以下のような方法で個人情報を取得することがあります。

(取得方法の例)

- ・保険契約の申込書、保険金請求書などお客さまにご記入・ご提出いただく書類やお客さまにWeb等の画面へご入力いただくことなどにより取得する場合
- ・各店舗やコールセンターにいただくお問い合わせへ対応するためにお電話の内容を記録または録音する場合
- ・生保協会等の共同利用者から個人情報が提供される場合

2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を以下〈1〉から〈4〉および4.に掲げる目的に必要な範囲で利用し、法令で定める場合を除き、目的外には利用しません。

また、当社は、利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に依りて利用目的を限定するよう努めます。利用目的を変更する場合には、その内容を本人に通知するか、ホームページ等に公表します。

〈1〉生命保険業

- (1)各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- (2)再保険契約の締結、再保険金の請求
- (3)関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供・ご契約の維持管理
- (4)当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (5)代理店委託・管理、社員採用等に関する業務
- (6)その他保険に関連・付随する業務

(2) CSR活動

CSRレポート、講座・セミナー等の案内の発送、各種情報の提供

(3) 電話対応一通話録音

- (1) お問い合わせ、ご相談内容、ご契約内容等の事実確認
 - (2) ご案内、資料発送等のサービス提供を正確に行うためのご連絡先の確認
 - (3) 電話対応を含む業務品質向上にむけた研修やデータ分析の実施等への活用
- なお、以上の録音データは、原則、録音から6か月を超えて保有しません。

(4) その他

その他、上記(1)から(3)に付随する業務ならびにお客さまとの取引および当社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務

3. 第三者への提供

当社は、次の場合を除き、個人情報を第三者に提供することはありません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のため必要がある場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- (5) 個人情報の第三者提供について本人の同意がある場合

※団体保険に関する個人情報の取り扱いについては当社ホームページをご参照ください。

4. 個人情報の共同利用

(1) 生保協会および生命保険会社等

当社は、生命保険制度の健全な運営を目的とした次の制度に基づき、生命保険会社等との間で、個人データを共同利用します。

〈保険契約等に関する情報の共同利用制度〉

- ・ 契約内容登録制度
- ・ 契約内容照会制度
- ・ 医療保障保険契約内容登録制度
- ・ 支払査定時照会制度

※上記各制度において共同利用する個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用目的、個人データの管理責任者等の詳細については当社ホームページをご参照ください。

〈生命保険会社職員・代理店・募集人等に関する情報の共同利用制度〉

- ・ 募集人登録情報照会制度
- ・ 合格情報照会制度
- ・ 退社者情報照会制度
- ・ 変額保険販売資格者制度

※上記各制度において共同利用する個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用目的、個人データの管理責任者等の詳細については当社ホームページをご参照ください。

(2) グループ会社との間の共同利用

(1) NKSJホールディングス株式会社(以下「持株会社」といいます。)によるグループ会社の経営管理のために、持株会社とNKSJグループ各社との間で、以下のとおり、個人データを共同して利用することがあります。

A. 個人データの項目

- (A) NKSJグループ各社の株主の皆さまの個人データ：
 - 氏名、住所、株式数等に関する情報
- (B) NKSJグループ各社が保有する個人データ：
 - 氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および保険事故に関する内容など、お取引に関する情報

B. 共同利用するグループ会社の範囲

共同して利用するグループ会社の範囲は当社ホームページをご参照ください。

C. 個人データ管理責任者

NKSJホールディングス株式会社

(2)NKSJグループとしての経営管理業務の遂行ならびに当社またはNKSJグループ各社が取り扱う商品・サービス等のお客さまへのご案内・ご提供およびその判断のために、当社とNKSJグループ各社間で、以下のとおり、個人データを共同して利用することがあります。

A. 個人データの項目

NKSJグループ各社が保有する個人データ：

氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他契約申込書等に記載された契約内容および保険事故等に関する内容など、お取引に関する情報

B. 共同利用するグループ会社の範囲

共同して利用するグループ会社の範囲は当社ホームページをご参照ください。

C. 個人データ管理責任者

NKSJホールディングス株式会社

5. センシティブ情報の取り扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の10等にもとづき、健康状態・病歴等のセンシティブ情報を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- 〈1〉保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意にもとづき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- 〈2〉相続手続きを伴う保険金支払い事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- 〈3〉保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- 〈4〉法令にもとづく場合
- 〈5〉人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- 〈6〉公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- 〈7〉国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

6. 保有個人データの開示・訂正・利用の停止等

ご本人から、当社の保有個人データにおけるご自身に関する個人情報の利用目的の通知、開示、訂正等または利用の停止等のご請求があった場合、請求者がご本人又はその代理人であることおよび所定の手数料の入金を確認させていただいた上で書面にて回答させていただきます。

(1) 請求受付場所

郵送でご請求ください。

手続方法をご案内いたしますので、当社お客さま相談室(下記10.のお問い合わせ窓口)までご連絡ください。

(2) 提出いただくもの

- (1) 所定のお申出書(ご請求者の押印)
- (2) 本人確認資料

(3) 本人確認資料の提示について

- (1) ご本人による請求の場合
 - ・ご本人の写真付証明書(運転免許証、パスポート)、印鑑証明書
- (2) 代理人(指定代理請求人、未成年後見人、成年後見人、本人が委任した代理人)による請求の場合
 - ・代理人本人の写真付証明書(運転免許証、パスポート)、印鑑証明書
 - ・委任状(ご本人が、印鑑証明書の印(印鑑証明書を添付)を押印ください。)、後見開始審判書または戸籍謄本等、代理権の有無およびその範囲が確認できる資料

(4) 手数料

1回のご請求につき600円いただきます。

7. 安全管理の取組み

当社は、業務上取り扱う個人データを漏えい・滅失またはき損の防止、その他の個人データの安全管理のために、個人情報保護の全社的な推進体制を整えるとともに、個人情報保護規程等の社内規程を定め、個人情報を取り扱う部署における個人情報の適正な取り扱いを確保します。

8. 個人情報の取り扱いの委託について

当社は利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報の取り扱いを委託する場合があります。委託する場合は、個人情報の安全管理が図られるよう必要かつ適切に監督いたします。当社では、例えば、以下のような場合に個人データの取り扱いを委託しています。

(委託する業務の例)

- ・ 保険証券等の発送に関する事務
- ・ 各種送付物の発送に関する事務
- ・ 情報システムの運用・保守に関する業務

9. 認定個人情報保護団体

当社は認定個人情報保護団体である社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取り扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

(社)生命保険協会 生命保険相談室
 TEL 03-3286-2648
 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階
 受付時間:9:00~17:00(土・日曜、祝日などの生命保険協会休業日を除きます。)
 ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>

10. お問い合わせ窓口

ご加入いただいた保険契約の内容や事故に関するご質問、ご照会等は、取扱代理店または最寄りの営業店にお問い合わせください。その他の当社の個人情報の取り扱いに関するご質問、ご照会、苦情等は、下記連絡先にお問い合わせください。また、当社からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等のご案内を希望されない場合は、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。ただし、満期案内等への同封物や書類余白への印刷等は、中止することはできません。

損保ジャパンひまわり生命保険株式会社
 0120-100-127 (お客さま相談室)
 受付時間 月曜日~金曜日 9:00~18:00(土曜日、日曜日、祝日および12/31~1/3は営業していません)
 ホームページアドレス <http://www.himawari-life.com/>